

日清製粉健康保険組合規約改正対照表（平成28年4月1日改正）

（下線部は変更点を示す）

規約条文（現行）	規約条文（改正後）
<p>第 57 条 被保険者が法第 99 条又は法第 104 条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として 1 日につき被保険者の標準報酬日額の 30 分の 1 に相当する額を支給する。</p>	<p>第 57 条 被保険者が法第 99 条又は法第 104 条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として 1 日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の三十分の一に相当する額を支給する。 <u>ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の三十分の一に相当する額を支給する。</u> 一 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額 を平均した額の三十分の一に相当する額 二 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額 なお、法第 104 条の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは、「被保険者の資格を喪失した日の前日」と、「被保険者が現に属する」とあるのは「被保険者であった者（任意継続被保険者を除く。）が同日において属していた」と読み替える。</p>
<p>2. 法第 108 条第 1 項から第 4 項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。 なお、この場合における支給額は、次の各号に掲げる額とする。</p>	<p>2. <u>法第 103 条第 1 項又は法第 108 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。</u> この場合において、傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に定める額とする。</p>

<p>(1)報酬の全部又は一部を受けるときは、報酬を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金と傷病手当金付加金の合計額から受けることのできる報酬の額を控除して得た額</p>	<p>(1)法第 103 条第 1 項又は法第 108 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項のいずれかに該当する場合 支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第 1 項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれが多い額を控除して得た額。 ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。</p>
<p>(2) 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金の支給を受けなければ受けることができた傷病手当金と傷病手当金付加金の合計額から法第 108 条第 2 項の規定により算定された当該障害厚生年金の額を控除して得た額（当該受給者が同時に第 1 号に該当する場合であつて当該控除して得た額が第 1 号の額を超えるときは、第 1 号の額）</p>	<p><u>ア．法第 102 条第 2 項の規定により算定される出産手当金の額</u> イ．報酬の額 ウ．障害厚生年金の額 エ．老齢退職年金の額</p>
<p>(3)同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害手当金の支給を受けることができるときは、傷病手当金付加金の全額</p>	<p>(2)法第 108 条第 4 項に該当する場合 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)による障害手当金の支給を受けることができるときは、傷病手当金付加金の全額。 <u>ただし、第 1 号ア、イ又はエに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。</u></p>
<p>(4)法第 108 条第 4 項の規定に該当する者が、法第 108 条第 4 項の老齢退職年金給付の支給を受けることができるときは、当該老齢退職年金給付の支給を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金と傷病手当金付加金の合計額から法第 108 条第 4 項の規定により算定された老齢退職年金給付の額を控除して得た額</p>	<p>第 1 号へ統合</p>